

## 欧州統一特許裁判所制度および欧州統一特許制度

2015年02月16日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

現行の EP 特許制度下では、EPC に基づいてファイルされた特許出願の審査を EPO が行い、特許査定後に各指定国において有効化手続 (validation) が行われます。発行された EP 特許は、各指定国における法令に準拠し、指定国ごとに独立して発効します。このように、現行の EP 特許制度においては、EP 特許出願に対して統一された審査手続が行われる一方、権利行使は指定国ごとに行われます。

英語、独語、又は、仏語を公用語としない EU 加盟国が指定国に含まれている場合であって、当該加盟国がロンドン・アグリーメントを批准していない場合、EP 特許をその国の国内特許として有効化するためには、EP 特許の明細書とクレームとをその国の言語に翻訳して提出する必要があります。この場合、特許権者の費用負担は大きくなります。加えて、特許維持年金についても、有効化した指定国ごとに対応特許庁に納付する必要があります。

上記のように有効化手続を済ませた各指定国内の特許は、その有効性に関し、当該指定国の法令に準拠して判断されます。この場合、特許の効果指定国ごとに異なるので、場合によっては、有効性の判断が国ごとに異なることがあり、法的安定性および法的確実性の観点で問題があるとも言えます。加えて、特許権が侵害された場合、特許権者は侵害行為が行われている国ごとに特許侵害訴訟を提起することを与儀なくされます。この場合、全体として訴訟費用が嵩み、特許権者に大きな負担を強いることとなります。

このような状況下で、1975 年にルクセンブルク条約において、EU 全域で適用される統一特許制度\*1が提案されました。その後、実質的な進展はなく、2000 年に、欧州委員会が、EU 全域で適用される統一特許制度と共同体特許制度のドラフトを作成し、これを提示しました。

一方、欧州における現行の裁判所制度によれば、国ごとに、管轄裁判所が設置され、事件の審理が行われています。欧州特許裁判所制度に関し、2007 年に、欧州委員会が、欧州特許裁判所の創設と統一特許裁判所制度についてのドラフトを作成し、2009 年に EU Competitiveness

\*1 既存の EPO による出願手続の制度の枠組みをそのまま利用し、EPO による特許査定後、現行のように各指定国の特許庁への有効化 (validation) の手続を行うことによって指定国ごとの特許を取得するか、あるいは、統一特許 (25 カ国の EU 加盟国) を取得するかを出願人が選択する制度。

Council において統一特許制度と統一特許裁判所制度について採択され、2010 年～2011 年に欧州委員会がこれらの制度について具体的に実施するために必要となる欧州規則案を作成しました。

**【全 8 頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【 連絡先 】** 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.